

政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

1 政策の方向性

- 本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、これまで保全・整備を進めてきた都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。豊かな自然環境は人々に安らぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、存在していることの効用が大きいことから、行政と企業、市民などさまざまな主体が協働、連携し、保全、創出、育成の取組を持続的に進め、市民の貴重な財産として次世代に継承していきます。

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市内にある自然（緑地、河川など）や公園に満足している市民の割合 (市民アンケート)	44.4%	45.7%	50%以上

3 施策の体系

政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

施策3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成

施策3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備

施策3-3-3 多摩丘陵の保全

施策3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進

施策3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進

施策3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 地域のそれぞれの公園緑地の課題を解決するとともに、市民が身近な生活環境で緑を実感できるよう、「管理運営協議会」や「緑の活動団体」など、さまざまな主体と連携、協働しながら、公園緑地の保全を進めています。
- 市域に残された貴重な樹林や農地、水辺地等には、多様な生物が生息しており、地域の特性に応じ、市民・事業者等さまざまな主体と連携して、生き物の生息・成育環境の保全、普及啓発を進めています。



植樹祭の様子

2 施策の主な課題

- 緑の確保が一定程度進捗する一方で、ボランティアの高齢化等に伴い活動継続性の確保が困難になるなどの課題が生じてきており、若い世代の参加や活動参加者のスキルアップなど、人材確保・育成の取組を進めるとともに、今後、一層の市民協働の取組の推進を図るため、多様な主体との協働によるグリーンコミュニティの形成に向けた取組を進める必要があります。
- 多様な市民、事業者等とともに、本市の多様なみどりを活用したさまざまな活動等を通して、みどりの新たな価値の創出や、安心で心豊かな暮らしの実現に向けた取組を進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進
- ★ 緑化フェアを契機とした多様なみどりを活用した安心で心豊かな暮らしの実現に向けた取組の推進

4 直接目標

- 多様な主体との協働、連携により緑を育む

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
緑のボランティア活動の累計か所数 (建設緑政局調べ)	2,355 か所 (平成26 (2014) 年度)	2,304 か所 (令和2 (2020) 年度)	2,380 か所以上 (平成29 (2017) 年度)	2,420 か所以上 (令和3 (2021) 年度)	2,450 か所以上 (令和7 (2025) 年度)
市民150万本植樹運動による累計植樹本数 (建設緑政局調べ)	61 万本 (平成26 (2014) 年度)	110 万本 (令和2 (2020) 年度)	75 万本以上 (平成29 (2017) 年度)	90 万本以上 (令和3 (2021) 年度)	150 万本以上 (令和6 (2024) 年度)

※ その他成果指標として「緑に関連する活動に取り組んでみたい人または取り組んだことのある人の割合」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ～ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
全国都市緑化フェア事業 令和6 (2024) 年度 開催予定の全国都市緑化フェアを契機とした、都 市の中の「緑の価値」の創出に向けた取組や、フェア開催後のレガシーの形成に向けた取組を推進します。	●「全国都市緑化かわさきフェア」開催に向けた検討・調整 ・基本計画骨子の策定 (予定) ●かわさきフェアを契機とした緑の価値の創出に向けた取組の推進 ・かわさきフェアを契機とした緑の価値の創出に向けた取組の推進 ・関連施策と連携した取組の検討、実施 ・フェア開催後のレガシーの形成に向けた持続可能な取組の推進 ●多様な主体と連携した取組の推進 ・多様な主体と連携した取組の検討 ・プラットフォームの構築に向けた取組の推進 ・プラットフォームを活用した多様な主体と連携した取組の推進	・基本計画及び実施計画の策定、フェア開催	事業推進
緑の基本計画推進事業 緑あふれる都市環境の向上をめざし、「緑の基本計画」に基づく施策の進行管理など、緑に関する総合的な取組を進めます。	●「緑の基本計画」に基づく取組の推進 ・緑政事業の総合的な取組の推進及び進捗管理 ・九都県市緑化施策専門部会に関する調整	・継続実施	事業推進
都市緑化推進事業 市民、事業者との協働による緑化の推進、普及啓発を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	●地域緑化推進地区の認定・支援 ・地区の認定 (R3：新規2地区) と花苗等支援の実施 ●かわさき臨海のもりづくり区域の取組の推進 ・沿道の環境整備の推進 ・東扇島地区における沿道への植栽帯整備の推進 ●緑化推進重点地区の取組 ・重点地区における緑化事業の推進 ・重点地区における緑化事業の推進 ・緑化推進に向けた課題の抽出・検討、検討を踏まえた取組の推進 ●緑化助成制度の啓発活動及び支援の実施 ・支援の実施 ・効果的な支援内容の充実に向けた検討 ・支援の実施 ・検討の結果に基づく制度の運用 ●まちの樹の保存に向けた取組の推進 ・まちの樹の保存に向けた支援の実施、制度のあり方の検討 ・まちの樹の保存に向けた支援の実施、検討結果に基づく制度の運用		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～ 7（2025）年度	令和 8（2026）年度以降
市民150万本植樹運動事業 ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市民・事業者との協働により、市制100周年を迎える令和6年度までに、市民一人一本運動を展開し、150万本の植樹をめざして植樹運動を推進します。	●市民150万本植樹運動の推進 ・行政・事業者・個人の植樹の取組の推進 ・市民150万本植樹運動植樹祭の開催 ・事業推進に向けた新たな取組手法の検討	・植樹の取組の推進 ・植樹祭の開催 ・検討結果を踏まえた取組の推進	事業推進
公園緑地公民連携推進事業 公園緑地への更なる民間活力の導入や多様な主体との連携により、公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、持続可能な管理運営のしくみの構築に向けて取組を進めます。	●多様な主体による公園緑地等の管理運営のしくみの構築 ・公園緑地におけるP-PFI等の民間活力導入の推進 ・公園の賑わい創出及び魅力向上の取組の推進	・公園緑地におけるP-PFI等の民間活力導入の一層の推進 ・公園の賑わい創出及び魅力向上の取組の推進	事業推進
グリーンコミュニティ形成事業 管理運営協議会等の設立の促進や、緑に関わる人材の育成や発掘、活用を通じて、グリーンコミュニティの形成に向けた取組を推進します。また、人材育成、活用を学ぶプログラムをとおして、質の高い公園緑地空間を創出します。	●グリーンコミュニティ形成に向けた取組の推進 ・グリーンコミュニティの形成に向けた取組の検討 ・管理運営協議会等の設立促進と活動支援 ●新たな緑の人材の育成に向けた取組の推進 ・緑の保全や創出・人材育成、活用を学ぶプログラムの検討	・グリーンコミュニティの形成に向けた取組の推進 ・管理運営協議会等の設立促進と活動支援 ・緑の保全や創出・人材育成、活用を学ぶプログラムの策定 ・プログラムを活用した多様な主体との協働の取組	事業推進
生物多様性推進事業 生物多様性基本法に基づく地域戦略である「生物多様性かわさき戦略」に基づき、生物多様性への配慮意識の向上や、地域に息づく生き物の生息生育環境の保全、生き物などの情報収集・発信の取組を推進します。	●「生物多様性かわさき戦略」に基づく取組の推進 ・戦略の改定 ●生物多様性の保全に関する普及啓発の実施 ・身近な生き物の情報を募集し地図情報としてわかりやすく発信するサイト「かわさき生き物マップ」の運用 ・各種イベントでのパネル展示やリーフレットの配布	・「生物多様性かわさき戦略」に基づく取組の推進 ・継続実施	事業推進

施策3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 公園緑地は、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動や地域コミュニティ活動の場のほか、災害発生時の避難地、救援活動拠点など重要な役割を果たしていることから、身近な公園については、地域の実情に応じて計画的に整備するとともに、多様な主体が活動している生田緑地などの大規模な公園緑地については、その立地特性等を踏まえ、個性と魅力のある整備に取り組んでいます。
- 等々力緑地及び富士見公園については、ライフスタイルの変化等に対応した多様な利活用や民間活力を導入した持続可能な公園の管理運営の取組を進めています。



生田緑地ピクニックデーの様子

2 施策の主な課題

- 公園緑地については、災害時の避難場所や地域コミュニティの形成の場として活用されるなど、貴重なオープンスペースとして再認識されており、利用価値を高めながら、誰もが利用しやすい特色ある公園緑地づくりを進めていく必要があります。
- 等々力緑地については、社会環境の変化による新たな課題や自然災害リスクの高まり等を踏まえ、民間活力の導入を前提に、魅力ある公園緑地等の整備に向けた取組を進める必要があります。
- 老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の適切な維持管理を継続する必要があります。
- 公園緑地の柔軟かつ多様な利活用の推進及び持続可能な管理運営のしくみの構築と多様なニーズに対応した市民満足度の高い都市公園等を創出していくために、民間の発想や運営ノウハウを活用したパークマネジメントの取組を進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 公園緑地の立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高め、魅力ある公園緑地づくりの推進
- ★ まちの賑わいの向上に向けた、民間活力の導入などによる大規模公園緑地の整備推進
- ★ 予防保全型の維持管理など公園施設の適切な維持管理の推進
- ★ 公園緑地の柔軟かつ多様な利活用や持続可能な管理運営に向けたパークマネジメントの推進

4 直接目標

- 豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
1 人あたりの公園緑地面積 (建設緑政局調べ)	5.0 m ² /人 (平成26 (2014) 年度)	4.9 m ² /人 (令和 2 (2020) 年度)	5.0 m ² /人以上 (平成29 (2017) 年度)	5.0 m ² /人以上 (令和3 (2021) 年度)	5.0 m ² /人以上 (令和7 (2025) 年度)
公園緑地の整備・管理状況について の満足度 (市民アンケート)	第 2 期実施計画 から新たに設定	56.8 % (令和元 (2019) 年度)	—	63 %以上 (令和3 (2021) 年度)	65 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
富士見公園整備事業 都心における総合公園である富士見公園の機能回復を図り、民間活力を導入した施設の再編整備を進めます。	●富士見公園再編整備に向けた取組の推進 ・「富士見公園再編整備基本計画」の策定(予定) ●民間活力導入による再編整備及び管理運営 ・民間事業者公募 ●老朽化した施設の先行整備 ・川崎富士見球技場照明塔改修工事	・計画に基づく取組の推進	事業推進
等々力緑地再編整備事業 社会環境の変化による新たな課題等に対応し、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進します。	●等々力緑地再編整備に向けた取組の推進 ・「等々力緑地再編整備実施計画」の改定(予定) ●民間活力導入による整備の推進 ・民間活力導入手法の決定	・計画に基づく取組の推進 ・民間事業者の公募・選定、整備設計等	事業推進
生田緑地整備事業 本市最大の緑の拠点である生田緑地について、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。	●「生田緑地整備の考え方」に基づく取組の推進 ・考え方に基づく取組の推進 ●「生田緑地ビジョン」に基づく取組の推進 ・ビジョンの改定に向けた検討 ●適正な植生管理に向けた取組の推進 ・「民家園植生管理計画」案の策定 ●民間活力導入による管理運営の推進 ・民間活力導入による管理運営の推進	・継続実施 ・ビジョンの改定、ビジョンに基づく取組の推進 ・計画の策定、計画に基づく取組の推進 ・その他地区における管理方針の見直し	事業推進

施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～7（2025）年度	令和 8（2026）年度以降
魅力的な公園整備事業 地域特性に合わせた魅力ある施設の整備や老朽化の進んだ公園の再整備・バリアフリー化などの取組により、民間活力を導入しながら、利用価値が高まるよう魅力的な公園の整備を進めます。	●地域の特性に合わせた魅力ある公園づくりの推進 ・公園の再整備の推進 ・若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備 ●バリアフリー整備の実施 ・公園内のバリアフリー化に向けた取組の推進 ●身近な公園の整備の実施 ・中野島 3 丁目公園整備工事 ・東名犬蔵公園整備実施設計 ●防犯機能を有する施設管理用カメラの管理 ・施設管理用カメラ設置の推進	・民間活力導入などによる公園の再整備の推進 ・若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備 ・エリアの価値を高める質の高い公園緑地空間の創出に向けた整備の推進 ・バリアフリー化に向けた整備の実施 ・身近な公園整備の実施 ・施設管理用カメラの適切な管理 ・新たな設置手法の検討・実施	事業推進
市営霊園の整備 市営霊園において、安定した墓所供給と適切な管理運営を進めます。	●市営霊園整備に向けた取組の推進 ・緑ヶ丘霊園における小区画の一般墓所整備 ・早野聖地公園次期整備区域における造成・基盤整備 ・「川崎市営霊園整備計画」の改定（予定） ●無縁改葬の推進と墓所再募集の取組の推進 ・取組推進	・計画に基づく取組の推進 ・緑ヶ丘霊園における小区画の一般墓所整備 ・早野聖地公園次期整備区域における造成、基盤整備 ・早野聖地公園次期整備区域における合葬型墓所のあり方の検討 ・継続実施	事業推進
公園施設長寿命化事業 長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を進めます。	●長寿命化計画に基づく取組の推進 ・遊具等の点検と適切な維持管理	・公園施設の整備の実施	事業推進
河川環境整備事業 河川や水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。	●渋川環境整備の推進 ・「生物の水辺ゾーン」の整備 ●「二ヶ領用水総合基本計画」に基づく事業の推進 ・施設等の整備・更新	・「にぎわいの水辺ゾーン」「生物の水辺ゾーン」の整備 ・計画に基づく施設等の整備・更新	事業推進
夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業 適切な飼育管理を行うとともに、多様な主体との連携により、動物とのふれあいや環境学習の場、さらには人々の交流を生む場として親しまれる動物公園をめざし、公園や地域の賑わい創出に向けた取組を進めます。	●公園や地域の賑わい創出に向けた取組の推進 ・利用者利便施設、園路設計の実施 ・サポーター制度の充実に向けた検討及び取組推進 ・動物園まつりなどのイベントの実施	・施設整備に向けた取組の推進、園の魅力向上に向けた新たな取組の検討 ・サポーター制度の検討結果を踏まえた取組推進 ・特色を活かしたプログラム・イベントの実施 ・民間活力導入に向けた検討 ・展示や飼育環境の改善に向けた取組の推進	事業推進
公園緑地の適正管理運営事業 公園緑地の適正管理に向けて、管理主体である各区役所道路公園センターと連携し、許認可業務、運動施設等の利用調整及び財産管理を適切に実施します。また、民間活力導入後の持続可能な管理運営を推進します。	●公園内有料施設の適正管理 ・適正管理の実施 ●公園緑地等の管理運営の推進 ・民間活用等の検討・実施 ・新たなルールづくりの柔軟な運用と周知に向けた取組	・継続実施 ・民間活用の推進 ・運用に基づく取組の推進	事業推進

施策3-3-3 多摩丘陵の保全



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 市内に残された貴重な緑地、樹林地は、生物多様性の保全や市域を特徴づける景観形成などを進める上で大切な環境資源であることから、「特別緑地保全地区の指定」などの緑地保全制度を活用した取組や、企業・教育機関等と連携した保全地区内での里山の保全管理活動・環境教育など、効果的な緑地保全の取組を進めています。
- 王禅寺四ツ田緑地を「（仮称）四ツ田わんぱくの森」として、一般開放するなど、保全緑地における利活用と保全の好循環の創出に向けた取組を進めています。
- 首都圏で貴重な自然環境を有している多摩・三浦丘陵に関係する13自治体が「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」などを通して相互の課題を認識し、丘陵全体に必要な諸施策を広域的かつ効果的に検討するとともに、多様な主体と連携したイベントの開催など緑と水景の保全・再生・活用に向けた取組を行っています。



里山保全活動の様子

2 施策の主な課題

- 民間開発や相続などを契機として緑地の減少がみられることから、「特別緑地保全地区」の指定など緑地保全に関わるさまざまな制度の活用や、市民等による効果的な緑地・里山の保全・活用を推進し、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性に寄与する貴重な緑地や美しい里地・里山を次世代に継承していく必要があります。
- 特別緑地保全地区などにおいて、身近な自然環境とふれあう子どもたちの遊び場、学ぶ場などを創出するなど、多様な利活用に向けた取組を一層推進する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ さまざまな制度を活用した緑地保全の取組の推進
- ★ 市民等による効果的な緑地・里山の保全や、保全緑地の多様な利活用の一層の推進

4 直接目標

- 市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
緑地保全面積 (建設緑政局調べ)	232 ha (平成26 (2014) 年度)	249 ha (令和 2 (2020) 年度)	272 ha以上 (平成29 (2017) 年度)	285 ha以上 (令和3 (2021) 年度)	300 ha以上 (令和7 (2025) 年度)
企業・教育機関等の参加による保 全活動累計か所数 (建設緑政局調べ)	4 か所 (平成26 (2014) 年度)	5 か所 (令和 2 (2020) 年度)	5 か所以上 (平成29 (2017) 年度)	7 か所以上 (令和3 (2021) 年度)	9 か所以上 (令和7 (2025) 年度)
市民が利用できる緑地※の累計か 所数 (建設緑政局調べ)	第 2 期実施計画 から新たに設定	27 か所 (令和 2 (2020) 年度)	—	27 か所以上 (令和3 (2021) 年度)	28 か所以上 (令和7 (2025) 年度)

※ 緑地保全制度で保全された樹林地で、散策などに市民が利用できる緑地

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ～ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
緑地保全管理事業 緑地保全の推進により、市域の都市景観の向上、地球温暖化対策、生物多様性の保全等を図ります。また、緑地保全カルテを更新し、優先度の高いものから、市民協働の手法を取り入れた緑地保全を行い、植生管理や安全管理など適正な管理を進めます。	●特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた取組の推進 ・現状等調査、地権者交渉の実施 ●特別緑地保全地区における買入れ申出に伴う土地の取得 ・土地取得の実施 ●斜面地の安全対策などの設計・整備 ・長尾特別緑地保全地区の安全対策の実施 ●企業や教育機関等の参加による保全活動の実施 ・保全活動の実施 ●市民利用のための施設整備 ・高石特別緑地保全地区の設計 ●保全緑地における樹林地管理の方針に基づく事業推進 ・方針策定検討 ●保全緑地における利活用と保全の好循環の創出 - 王禅寺四ツ田緑地における取組の推進	・現状等調査、地権者交渉の実施、緑地保全カルテの更新 ・継続実施 ・斜面地の安全対策の実施 ・継続実施 ・施設整備の実施 ・方針策定、方針に基づく管理 ・対象保全緑地の拡大 ・持続可能な運営に向けた取組の推進	事業推進
協働による里山管理事業 市民・企業・教育機関・ボランティア団体等との協働により、保全管理計画書の策定や環境教育等を実施し、市内に残された緑地・里地里山環境を次世代に継承していきます。	●「黒川地区緑地保全活用基本計画」に基づく里山の保全・活用の推進 ・地元住民と連携した樹林地の植生管理、体験学習、里山の利活用等の推進 ●市民等との協働による緑地の保全・活用 ・保全管理計画に基づく取組の推進、保全活動団体の支援 ●企業、教育機関等の協働による緑地保全の取組推進 ・「かわさき里山コラボ」事業の推進 ・大学連携による新たな緑地管理手法の検討 ●広域連携プラットフォームの形成による取組推進 ・「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催	・基本計画に基づく取組の推進 ・保全管理計画に基づく取組の推進、保全活動団体の支援 ・「かわさき里山コラボ」事業の推進 ・大学連携による新たな緑地の保全・活用の推進 ・多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議の開催 ・広域連携プラットフォームの形成による取組の推進	事業推進

施策3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進



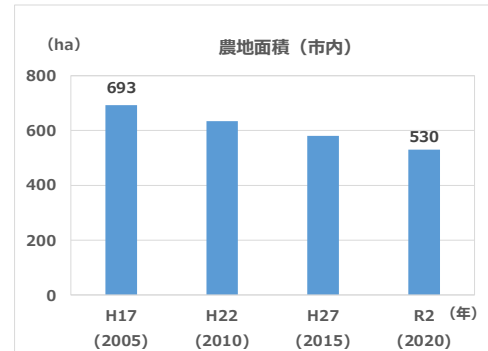
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全するため、生産緑地地区の指定事務を行うとともに、特定生産緑地の指定を行っています。
- 農地が有する多面的機能を活かすため、大地震発生時における市民の安全確保と円滑な復旧活動に資するとともに、農地の防災空間としての役割について市民の理解を深めることを目的に、JAセレサ川崎等と連携し、農地所有者の協力により防災農地の登録を進めています。
- 「農」とのふれあいによる農業への理解促進を図るため、市民農園等の確保に努めるとともに、従来の市が管理する市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への移行を行っています。



資料：「固定資産概要調書」（非課税農地を除く）

2 施策の主な課題

- 都市農地は、都市に「あるべきもの」とされており、多面的機能を有する農地の保全・活用の重要性は高まっています。その一方で市内農地は今後も減少が見込まれているため、引き続き関連法令の制定・改正等の国の動きを踏まえた対応も含めて、農地の保全・活用に向けた取組を一層推進していく必要があります。
- 地場農産物のニーズや、「農」にふれあいたいとする市民のニーズは高く、市内農業への関心が高まっています。一方で、農薬散布や堆肥の臭気等、依然として市民の理解が得られにくい面もあるため、市民の都市農業に対する理解の促進に向け、効果的なPRを積極的に行っていく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用に向けた取組の推進
- ★ 農地の利用意向把握や利用権設定等の促進による農地の利用集積・集約化の推進
- ★ 多様な主体との連携による、市民が「農」にふれる場の提供促進
- ★ 都市農業に対する理解の促進に向けた効果的なPRの実施

4 直接目標

- 多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
生産緑地の年間新規指定面積 (経済労働局調べ)	12,000 ㎡ (平成26 (2014) 年度)	26,980 ㎡ (令和 2 (2020) 年度)	12,000 ㎡以上 (平成29 (2017) 年度)	12,000 ㎡以上 (令和3 (2021) 年度)	12,000 ㎡以上 (令和7 (2025) 年度)
防災農地の年間新規登録数 (経済労働局調べ)	7 か所 (平成26 (2014) 年度)	21 か所 (令和 2 (2020) 年度)	8 か所以上 (平成29 (2017) 年度)	8 か所以上 (令和3 (2021) 年度)	8 か所以上 (令和7 (2025) 年度)
市民農園等の累計面積 (経済労働局調べ)	73,790 ㎡ (平成26 (2014) 年度)	85,786 ㎡ (令和 2 (2020) 年度)	78,000 ㎡以上 (平成29 (2017) 年度)	105,000 ㎡以上 (令和3 (2021) 年度)	111,000 ㎡以上 (令和7 (2025) 年度)
利用権設定等の集積面積 (経済労働局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	7.2 ha (令和 2 (2020) 年度)	—	—	10.0 ha以上 (令和7 (2025) 年度)

※ その他成果指標として「都市農業に対する関心度」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ～ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
農環境保全・活用事業 良好な農環境を保全するとともに、都市農業を振興し、多面的な農地の活用を図ります。	●生産緑地地区の指定や、利用権設定等農地の貸借の推進による都市農地の保全 ・生産緑地、特定生産緑地制度の周知及び指定の推進 R2 利用権設定等の集積面積：7.2ha	・生産緑地、特定生産緑地制度の周知及び指定の推進 ・農業委員会の農地バトル等把握した遊休農地の利用意向調査結果を活用した農地集積の推進 ・関係機関等と連携した新たな担い手への貸借マッチングの推進	事業推進
	●大震災時に一時避難所として利用される市民防災農地の確保 ・登録の推進 R2 登録数：21件	・市民防災農地の登録の推進	
	●里地里山の整備・管理、里地里山等利活用実践活動による人材育成 ・里地里山・農業ボランティア育成講習の開催 R2 開催数：44件	・里地里山の整備・管理等を通じた人材育成の推進	
	●グリーン・ツーリズムの普及・啓発の推進 ・情報発信の実施	・ホームページ等による情報発信の実施	
	●大型農産物直売所「セサモス」と連携した都市農業の振興 R2 イベント等の開催数：23回	・イベントの開催等を通じた都市農業の振興	

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～ 7（2025）年度	令和 8（2026）年度以降
市民・「農」交流機会推進事業 「農」にふれあいたいとする市民ニーズに応えるとともに、市民の都市農業への理解促進を目的として、かわさき地産地消推進協議会を主体とした各種「農」イベント等の開催などにより、市民が「農」を知る機会を提供します。 また、市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園の管理運営を行うとともに、農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。	●市民が「農」にふれる場としてのイベント等の開催 R2開催：0回（中止） ●直売イベント等を通じた地産地消の推進 R2農産物直売会開催：0回（中止） R2料理教室開催：0回（中止） R2協議会開催：2回 ●市民農園の効率的な管理運営 ・管理運営の実施 ●市民農園の地域交流農園への円滑な移行に向けた調整及び地域交流農園の普及支援 ・普及・運営支援及び利用者の募集 R2支援数：3農園 ●農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園の普及支援 ・支援の実施 R2市民ファーム支援数：3農園 R2体験型農園支援数：11農園	・市民が「農」に親しむ「花と緑の市民フェア」等の開催 ・かわさき地産地消推進協議会を主体とした地産地消の推進 ・市民農園の管理運営及び利用者の募集 ・地域交流農園の普及・運営支援及び利用者の募集 ・市民ファーム農園や体験型農園の普及・運営支援の実施	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 多摩川は、首都圏における貴重な自然環境と多様な生命が共存する空間であるとともに、多摩川河川敷の運動施設等は、さまざまなスポーツ・レクリエーションの場として利用されており、市民共有の大切な財産となっています。こうしたことから、「新多摩川プラン」に基づき、かわさき多摩川ふれあいロード拡幅等の安全対策や、多様な主体と連携したイベント等のほか、市民との協働や流域自治体との連携による環境学習や体験活動などを行っています。また、パークボール場やバーベキュー広場の適正な管理を行うなど、多摩川の魅力向上に向けた取組を進めています。



丸子の渡しの様子

2 施策の主な課題

- これまでの市民や流域自治体との連携に加え、民間事業者との連携など、多摩川の更なる魅力向上や利活用に向けた取組を引き続き進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組の推進
- ★ 市民との協働や流域自治体等との連携による多摩川の魅力向上に向けた取組の推進

4 直接目標

- 多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高める

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
多摩川を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合 (市民アンケート)	37.7 % (平成27 (2015) 年度)	35.1 % (令和元 (2019) 年度)	38 %以上 (平成29 (2017) 年度)	41 %以上 (令和3 (2021) 年度)	42 %以上 (令和7 (2025) 年度)
渡し場イベントの参加者数 (建設緑政局調べ)	第 2 期実施計画 から新たに設定	500 人 (令和2 (2020) 年度)	—	4,900 人以上 (令和3 (2021) 年度)	6,000 人以上 (令和7 (2025) 年度)

※ その他成果指標として「多摩川関係のイベント等の参加者満足度」を設定しますが、現在調整中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022）～7（2025）年度	令和 8（2026） 年度以降
多摩川プラン推進事業	●「新多摩川プラン」に基づく事業の推進 ・事業推進	・プランの改定、プランに基づく事業の推進	事業推進
	●多摩川河川敷の運動施設等の整備 ・施設の再整備 ・かわさき多摩川ふれあいロードの延伸、拡幅、路面標示等の整備 ●多摩川の魅力を活かす取組の推進 ・指定管理施設の適正な運営 ・民間活力導入や市民等との協働による取組の推進	・継続実施 ・パークボール場やバーベキュー広場の適正な運営 ・民間活力導入や市民等との協働による取組の推進 ・若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備	
多摩川市民協働推進事業	●水辺の楽校の活動支援 R2活動支援の実施 :12回	・活動支援の実施	事業推進
	●流域自治体との協働、連携の取組の推進 ・水辺の楽校、渡しの復活など、流域自治体との協働連携の取組の実施 ●二ヶ領せせらぎ館や大師河原水防センターによる情報発信拠点の取組の推進 ・情報発信の実施	・流域自治体との協働連携の取組の実施 ・情報発信の実施	